

各法科大学院の令和4年度～令和6年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況

令和6年4月1日現在

[illegible]

(文部科学省調べ)

- (補足事項)
・本調査の内容は各法科大学院に照会し、得られた回答を取りまとめたものです。個別の情報については、各法科大学院にお問い合わせください。

(注1)特別選抜の募集人数は、当該法科大学院の入学生員の2分の1を超えない範囲内。
(注2)5年一貫教育型選抜の募集人数は、原則、入学生員の4分の1以内。ただし、定員の4分の1が10人未満である場合には10人を上限とした募集人数とすることが可能。
(注3)「－」は法曹養成連携協定を結んでいる法学部において法曹コースが開設されているものの、当該年度の入学者選抜を受験する学年に在籍する者がいない法科大学院。
(注4)「/」は法曹養成連携協定を結んでいない法科大学院。